

令和5年6月5日

島田市長 染谷絹代様

島田市下水道使用料金等審議会
会長 佐藤和美



島田市公共下水道使用料の見直しについて（答申）

令和3年10月22日付け島都下第146号で諮問のあった事項について、
本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申する。

答 申 書

島田市下水道使用料金等審議会

答 申 書

はじめに

島田市（以下「本市」という。）の公共下水道事業は、令和2年4月に地方公営企業法を全部適用し公営企業会計を導入したことにより、事業の財政状態の把握と経営の健全化、すなわち「下水道使用料による独立採算」による事業運営が目標となった。

一方、本市の下水道使用料改定は、消費税率改定によるものを除き、平成7年の供用開始から今に至るまでの間、平成26年度に一度実施されただけである。また、使用料は下水道設備の維持管理費の財源となるが、本市では使用料収入が十分とは言えず、その経費回収率は30%台にとどまっており、一般会計から多額の補填を受けて経営を成り立たせている。

当審議会では、こうした現状を踏まえ、諮問事項である下水道使用料について議論を重ねた。その結果、次のとおり意見が集約されたので、ここに答申する。

記

1 使用料改定の必要性

公共下水道は、快適かつ衛生的な都市生活の環境保全に必要な都市基盤であるが、本市の普及率は全人口の11.9%（令和3年度実績）に留まっている。こうした状況にあつて、事業運営経費の不足分を一般会計からの繰入金で補填することは、公共下水道を使用していない下水道区域外在住者も間接的に事業運営経費を負担することとなり、公共下水道の受益者との負担が公平であるとは言えない状況である。

また、経費回収率（令和3年度実績34.9%）は、全国平均の99.73%、全国類似団体の82.55%のいずれにも遠く及ばないことから、使用料の改定は避けられないと考える。

ただし、使用料改定には、昨今の急激な物価上昇等がもたらす市民生活への多大な影響を踏まえ、慎重な判断を求めるものである。

2 算定期間

前回の使用料改定時の答申では、下水道使用料の算定期間を概ね5年とした。また、国からは3～5年ごとの見直しを要請されている。

本市では、今回の使用料算定期間を、令和6年度から令和10年度までの5年間とした。

3 使用料改定率

前項の使用料算定期間に「島田市公共下水道経営戦略」で想定した使用料収入を確保すること、使用料単価を150円/m³（税抜）に引き上げることが最低限行うべき経営努力であると総務省から示されていること、また、本市の財政状況を勘案した結果、平均改定率を18.6%とする使用料体系が適切との結論に至った。

4 使用料体系

令和6年度の改定における下水道使用料体系は、次により算定する。

(1) 基本使用料制

施設維持費などの固定的経費を賄うことを目的とし算定することが本来の姿であるが、現行額は施設維持費には不足する設定と考えられる。よって20.7%の増額による950円（税抜）とする。

(2) 従量使用料制

当該区分は、小規模世帯や環境への配慮から、使用料単価に必要な差を設けることが適当と考え、「10 m³を超え50 m³以下」の区分を、「10 m³を超え20 m³以下」、「20 m³を超え30 m³以下」、「30 m³を超え40 m³以下」、「40 m³を超え50 m³以下」の10 m³ごと4区分に細分化した。

これは、下水道の大量使用者に対して多くの負担を求め、限りある水資源の有効活用を図るために逡増制を採用したものである。

(3) 公衆浴場排水にかかる使用料

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、国及び地方公共団体が特別な措置を講ずるものと定められており、かつ公衆浴場の入浴料金は物価統制令及び関係政省令によって定額に抑えられている。

しかし、令和5年3月時点で「公衆浴場排水にかかる使用料」が適用される使用者が存在しないことから、今回は料金改定に関する審議を行わず、据え置くべきと考える。

5 使用料改定日ほか

今回の使用料改定にあたっては、十分な周知期間が必要であるため、改定日は令和6年4月1日が適切と考える。

同時に、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、柔軟な対応を要望する。

また、今後の使用料見直しの間隔については、当審議会での審議、国の動向及び市民への周知等を考慮すれば、5年ごとの見直しが適切と考える。

6 付帯意見

(1) 経費回収率の向上

県内他市町と比較し、公共下水道の供用区域が狭く普及率が低い本市で経費回収率を高めるためには、接続率を高める必要があるが、現状の80%を切る接続率は決して高いとは言えず、接続率を高める努力をすべきである。

また、事業運営の効率化や資源の利活用等の経営改善を図り、投資の効率化や維持管理費の削減により汚水処理費を抑える努力を要望する。

(2) 未接続者へのPRと供用区域拡大

本市の財政状況等の理由により、公共下水道の整備が進まなかった間に合併浄化槽を設置した家庭や、家屋の形状により接続工事が難しい家庭があることは理解できるが、接続率を高める努力は必要である。

整備区域の住民の理解を得られるよう接続についてわかりやすく説明しつつ、管渠整備区域の拡大の推進と未接続者へのPRを同時に進めていかなければならないと考える。

[使用料の改定案]

(改定案)

(税込)

区分	1月当たりの基本使用料	1月当たりの従量使用料	
		排除汚水量	金額
一般汚水	1,045 円	0 m ³ を超え 10 m ³ 以下	47.30 円/m ³
		10 m ³ を超え 20 m ³ 以下	143.00 円/m ³
		20 m ³ を超え 30 m ³ 以下	149.60 円/m ³
		30 m ³ を超え 40 m ³ 以下	156.20 円/m ³
		40 m ³ を超え 50 m ³ 以下	162.80 円/m ³
		50 m ³ を超え 100 m ³ 以下	181.50 円/m ³
		100 m ³ を超えるもの	201.30 円/m ³
公衆浴場汚水	0 円	0 m ³ を超えるもの	61.05 円/m ³

(改定前)

(税込)

区分	1月当たりの基本使用料	1月当たりの従量使用料	
		排除汚水量	金額
一般汚水	865.81 円	0 m ³ を超え 10 m ³ 以下	42.79 円/m ³
		10 m ³ を超え 50 m ³ 以下	130.46 円/m ³
		50 m ³ を超え 100 m ³ 以下	139.59 円/m ³
		100 m ³ を超えるもの	148.72 円/m ³
公衆浴場汚水	0 円	0 m ³ を超えるもの	61.05 円/m ³